

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年5月19日付け答申第132号)

1 事案の概要

H27.7.2 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」）

熊本県知事の諮問（諮問第154号「特定個人（〇〇氏）に係る『相談記録』の不開示決定（存否応答拒否に関する件）」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第113号）で、実施機関は不開示とした理由について、「一般に、相談記録に記載される内容は、個人に関する情報」というものであった。

- ① 〇〇氏本人による相談記録に関する開示請求で、熊本県はすでに廃棄したとして、一部分を開示した。当該廃棄に至った経緯の議事録・協議録。
- ② ①の廃棄はいつ、どこで、誰が行ったのか。このことに関する記録。
- ③ 当該廃棄は知事や県上層部の承認を得たものなのか。このときの記録。
- ④ 当該記録の「住所」欄等には「〇〇〇」（（平成）6年7月1日（乙第50号証））と記載されていた。このことに至った経緯の記録及び記載マニュアル。
- ⑤ 「年令」欄においては、〇〇氏の〇〇〇は「〇〇才」と記載すべきところを、「〇〇才」（（同）4年6月27日（乙第48号証））と記載されていた。この記載ミスに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

H27.8.12 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、上記④及び⑤の「記載マニュアル」については、作成又は取得していないという理由から不開示決定（以下「本件不開示決定」）

H27.10.15 異議申立人

本件不開示決定を不服とし、異議申立て

H28.3.23 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第176号）

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・ 本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・ 相談記録の「住所」欄等に「〇〇〇」との記載と、〇〇氏の〇〇〇年齢の誤記（「〇〇才」など）は、〇〇氏の生きた証を否定したものであるため、熊本県は〇〇氏に対して謝罪すべきところを怠っているのは、県と相談事務所がこの責任を負わないための、記載マニュアルが存在していたからである。
- ・ 記載マニュアルが存在しなければ、水俣病被害者の人権を軽視する誤記等はできないことから、本件不開示理由には到底承服できない。

(2) 実施機関

「相談記録」は、相談内容を書き留めるためのものであり、記載マニュアルは作成又は取得していなかったと思われ、現に保有していないため、不開示決定とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

「相談記録」の様式を見分したところ、当該様式には、相談日、対応者、相談者及び相談の対象者の氏名・住所・年齢・性別等並びに相談内容・回答内容を記載する欄が設けられていた。当該記録は、法令により作成を義務付けられたものではなく、また記載事項は複雑な内容ではないため、記載マニュアルは存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成28年3月23日（諮問第176号）
答申日	： 平成29年5月19日（答申第132号）
事案名	： 「相談記録」に係る記載マニュアルの不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、「相談記録」に係る記載マニュアルについて、平成27年8月12日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成27年7月2日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求を行った。

熊本県知事の諮問（諮問第154号「特定個人（〇〇氏）に係る『相談記録』の不開示決定（存否応答拒否に関する件）」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第113号）で、実施機関は不開示とした理由について、「一般に、相談記録に記載される内容は、個人に関する情報」というものであった。

① 〇〇氏本人による相談記録に関する開示請求で、熊本県はすでに廃棄したとして、一部分を開示した。当該廃棄に至った経緯の議事録・協議録。

② ①の廃棄はいつ、どこで、誰が行ったのか。このことに関する記録。

③ 当該廃棄は知事や県上層部の承認を得たものなのか。このときの記録。

④ 当該記録の「住所」欄等には「〇〇〇」（（平成）6年7月1日（乙第50号証））と記載されていた。このことに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

⑤ 「年令」欄においては、〇〇氏の〇〇〇は「〇〇才」と記載すべきところを、「〇〇才」（（同）4年6月27日（乙第48号証））と記載されていた。この記載ミスに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

2 平成27年8月12日、実施機関は、上記④及び⑤の「記載マニュアル」（以下「本件開示請求」という。）については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。（※④及び⑤の「記載マニュアル」以外は諮問第175号答申第131号参照）

3 平成27年10月15日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成28年3月23日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 相談記録の「住所」欄等に「〇〇〇」との記載と、〇〇氏の〇〇〇年齢の誤記（「〇〇才」など）は、〇〇氏の生きた証を否定したものであるため、熊本県は〇〇氏に対して謝罪すべきところを怠っているのは、県と相談事務所がこの責任を負わないための、記載マニュアルが存在していたからなので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 記載マニュアルが存在しなければ、水俣病被害者の人権を軽視する誤記等はできないことから、異議申立人は本件不開示理由には到底承服できないのである。

(3) 以上のとおり、実施機関が不開示決定とした処分は不当なものであることから、異議申立人は当該処分の取り消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 不存在による不開示決定について

「相談記録」は、相談内容を書き留めるためのものであるため、記載マニュアルは作成又は取得していなかったと思われ、現に保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、水俣病に係る相談等に関する事務を所掌するため、昭和52年から平成9年度末まで設置されていた水俣病相談事務所において作成された「相談記録」の記載マニュアルについての開示を求めたもの

である。

2 本件不開示決定の妥当性について

当審査会で「相談記録」の様式を見分したところ、当該様式には、相談日、対応者、相談者及び相談の対象者の氏名・住所・年齢・性別等並びに相談内容・回答内容を記載する欄が設けられていた。

当該記録は、法令により作成を義務付けられたものではなく、また、当該記録の記載事項は上記のとおり複雑な内容ではないため、「記載にあたってのマニュアルは作成又は取得していなかったと思われ、現に保有していない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、実施機関が、本件開示請求について行った不存在による不開示決定は、妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂
委 員 末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 3月22日	・ 諮問（第176号）
平成28年 6月20日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 8月 3日	・ 異議申立人から意見書を受理

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 1 月 18 日	・ 審 議
平成 29 年 2 月 15 日	・ 審 議
平成 29 年 3 月 15 日	・ 実 施 機 関 か ら の 説 明 聴 取、 審 議
平成 29 年 4 月 18 日	・ 審 議